

畑作・野菜・花き生産情報 第7号（要約版）

令和2年10月20日
青森県「攻めの農林水産業」推進本部

- ◎大豆やながいもは、適期収穫で良品生産に努めましょう！
- ◎小麦は、ほ場の排水対策と雪腐病防除を徹底しましょう！
- ◎秋ギクは、適正な温度管理と病害虫の早期発見・早期防除に努めましょう！

1 大豆

- (1) 生育はおおむね成熟期に達しており、早いところでは収穫適期に達している。
- (2) コンバインによる収穫適期は、茎水分50%以下、子実水分20%以下となった時期である。
- (3) 収穫が遅れるとしわ粒や紫斑病などの被害粒が増加し、収量や品質が低下するので収穫適期に達したほ場では計画的に刈取りを行う。

2 小麦

- (1) は種後の生育は、一部で湿害の影響があるものの、おおむね良好である。
- (2) 湿害や雪腐病を防止するため、明きよの設置など排水対策を徹底する。
- (3) 雪腐病の防除のため、11月中旬から下旬に薬剤散布を行う。

3 ながいも

- (1) いも径は平年をやや下回り、いも重は平年並～平年を下回っている。
- (2) 収穫は、茎葉が完全に黄変し、試し掘りでアクが発生しないことを確認してから開始する。
- (3) 雨天など過湿なほ場条件での掘取作業は、貯蔵中の腐敗を招くので行わない。
- (4) 茎葉の絡んだ「ながいもネット」は、堆肥化等により減量し、ネットと茎葉を分別した上で適正に処理する。

4 秋冬だいこん

- (1) 生育は、順調である。
- (2) 収穫は、ほ場毎に試し掘りで肥大状況を確認してから行う。

5 冬期間のハウス栽培

- (1) 降雪、強風等に備えて、ビニールやマイカ線などの点検・補修を行う。
- (2) ハウス内の温度は、循環ファン等を設置して温度ムラを減らすとともに、時間帯に応じた細やかな温度管理ができる変温装置を活用したり、暖房機の温度を生育適温の下限に設定するなど適正な温度管理に努める。

6 秋ギク

- (1) 生育は順調で、病害虫は、一部の地域で白さび病、アザミウマ類が散見される。
- (2) 病害虫の早期発見・早期防除に努める。
- (3) 収穫は、3分咲きを目安に行う。

7 キクの親株育成

- (1) 親株には病害虫の被害の無い健全なものを用いる。
- (2) 10月下旬までに伏せ込みを行う。

※アップルネット (<https://www.applenet.jp/>) に本文を掲載しています。

本年度の畑作・野菜・花き生産情報は今回で終了します。来年度は4月から発行する予定です。

◎ほ場を見回るなど農作物の盗難防止に努めましょう！

◎秋の農作業安全運動展開中（8月15日～10月31日）

- 1 慣れた作業でも油断せず、注意して行いましょう。
 - 2 必ず、作業の合間に十分な休憩を取りましょう。
 - 3 自分を過信せず、無理のない作業を行いましょう。
 - 4 一人での作業は避け、やむを得ず一人で作業を行う場合は、家族に作業場所を伝え、携帯電話を持ちましょう。
 - 5 家族や周りの人など、地域全体で注意を呼び掛けましょう。
-

◎『日本一健康な土づくり運動』展開中 ～元気な作物は健康な土が育みます～
土壌診断に基づいた適正施肥や土壌改良は、施肥コストの低減にもつながります。
緑肥を活用し、作物の生育に好適な土壌環境づくりを心がけましょう！
効率よく堆肥を使い、堆肥の肥料成分を考慮した化学肥料の低減に努めましょう！

◎農薬は適正に使用しましょう。

- 1 使用する際は、必ず最新の登録内容を確認しましょう。
【農薬情報】(https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_info/)
【農薬登録情報提供システム】
詳細検索 → (<https://www.acis.famic.go.jp/search/vtllp301.jsp>)
作物名での検索 → (<https://www.acis.famic.go.jp/search/vtllp101.jsp>)
 - 2 飛散防止に努め、住宅地等の近隣で使用する際は、事前に周囲に知らせましょう。
 - 3 クロルピクリン剤など土壌くん煙剤を使用する際は、必ず厚さ0.03mm以上又は難透過性の被覆資材で被覆しましょう。
 - 4 市販の除草剤には、農作物等の栽培管理に使用できない「非農耕地専用除草剤」があるので、注意しましょう。
 - 5 農薬は使い切りを徹底し、河川等には絶対に捨ててはいけません。
-

◎農業保険に加入し、農業経営に万全の備えを！！

農業保険には、農作物共済、園芸施設共済、農業経営収入保険などがあります。自分の経営にあった保険を選択、加入して、自然災害をはじめとしたリスクに備えましょう。

- 1 農作物共済、畑作物共済
「農作物共済」は水稻・麦を対象として、「畑作物共済」は大豆・ホップを対象として、災害による収穫量の減少に対する損害を補償します。
- 2 園芸施設共済
「園芸施設共済」はガラス室・プラスチックハウスと附帯施設、施設内農作物を対象として、災害による施設被害と農作物の損害を補償します。

なお、「園芸施設共済」は生産者部会等の集団で加入すると掛金が割引になる等、各種割引メニューがあります。

台風前の6月と降雪前の11月は『災害に強い施設園芸づくり月間』です。

昨年度に比べ、補償金額の引上げや小損害に対する補償が手厚くなりますので、災害に備え「園芸施設共済」に加入しましょう。

3 農業経営収入保険

「農業経営収入保険」は、災害による減収に加え、市場価格の低下など農業者の経営努力では回避できない理由により販売収入が減少した場合も補償の対象になる総合的なセーフティネットです。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合も補償の対象となります。(青色申告の実施が要件)

令和3年の加入に係る申込期限は、継続加入の場合は11月30日(月)、新規加入の場合は12月28日(月)です。必要書類等詳しいことは、お近くの農業共済組合までお問い合わせください。



報道機関用提供資料	
担当課 担当者	(畑作) 農産園芸課稲作・畑作振興グループ GM 腰巡好之 (野菜・花き) 農産園芸課野菜・花き振興グループ GM 高橋宗壽
電話番号	(畑作) 直通 017-734-9480、内線 5073 (野菜・花き) 直通 017-734-9481、内線 5076
報道監	農林水産部 次長(農商工連携推進監) 赤平次郎 (内線:4967)